

償却資産申告書・給与支払報告書 提出は1月31日(月)まで！

【償却資産申告書】

個人・法人を問わず、事業用の償却資産を所有している方は、今年の1月1日現在の資産状況を1月31日(月)までに住民課へ申告してください。

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額(費)が、所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものです。

①提出書類

- ・申告書
- ・種類別資産明細書
- ②課税標準額

今年の1月1日現在の償却資産の価格で課税台帳に登録された価格です。

③免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課

税されません。

④税額

課税標準額に100分の1・4(税率)を乗じて算出されます。

【給与支払報告書】

各事業主の方は、令和3年中に支払った給料・賞与・手当などを取りまとめた給与支払報告書を1月31日(月)までに住民課へ提出してください。

※問い合わせは、住民課
☎83・2190

■青梅税務署主催 税理士による 無料申告相談


無料申告相談をつぎのとおり開催します(土地、建物および株式会社などの譲渡所得の相談を除きます)。
(日程)2月14日(月)

〔相談受付〕

- ・午前9時30分～11時30分
- ・午後0時30分～2時30分
- 〔会場〕役場会議室

〔事前申込について〕

オンラインまたは電話による事前申込が必要です。
①オンラインでの事前申込
1月5日(水)から申し込みが可能です。
詳細は「税理士による無料相談事前申込サイト」をご覧ください。

ご覧ください。
(<https://coibic.com/omezai/book>)


(<https://coibic.com/omezai/book>)
(<https://coibic.com/omezai/book>)

②電話による事前申込

・1月11日(火)から申し込みが可能です。事前申込専用番号(☎0570・007690(受付時間・平日午前9時～午後6時))のオペレーターに「青梅税務署」、「奥多摩町役場の会場および相談日時」、「相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。事前申込専用番号以外での電話申込は受け付けておりません。

*申告にお越しになる際は、マスクの着用および申告会場入口での検温、手の消毒の実施にご協力ください。また、申告書などの提出のみの場合は、税務署へ郵送にてご提出ください。
※問い合わせは、青梅税務署
☎22・3185

令和4年度住民税(町・都民税)の申告 および令和3年分所得税の確定申告

■町職員による 申告の相談・受付

新型コロナウイルス感染症対策として、申告会場が密になることを避け、待ち時間を少なくするため、申告の相談受付は、昨年と同様に電話による予約制とさせていただきます。

2月1日(火)午前9時から電話予約を開始します。希望する日と時間帯を予約してください。

*1人あたり30分、2人分相談する場合は、1時間を予約してください。

1日30人分まで受け付けます。

予約状況により希望す

る日時が予約できない場合がありますが、感染症対策のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

〔予約先〕

住民課 ☎83・2190

〔申告期間〕2月16日(水)～3月15日(火)(土曜日、日曜日および祝日を除く)

*2月20日(日)・27日(日)は、休日の申告受付を行います。

〔相談受付〕

・午前9時～11時30分

・午後1時～3時30分

〔会場〕役場会議室

*申告にお越しになる際は、マスクの着用および申告会場入口での検温、手の消毒の実施にご協力ください

《次ページへ続く》